

江戸時代の公文書にみる熊本の災害と社会

2024/09/24 於 桜馬場城彩苑
熊本大学永青文庫研究センター 今村 直樹

はじめに

概要 私たちが未来へ継承すべき「公文書」。近世熊本の災害を記録した古文書（＝藩庁文書・家老文書・惣庄屋文書）を読み解きながら、「江戸時代の公文書」の性格や意義について考える

◇ 「江戸時代の公文書」の定義とは？

- ・ 公文書：国や地方公共団体の機関または公務員が職務上作成した文書（『日本国語大辞典』）⇔私文書
→一般的に考えれば、「江戸時代の公文書」とは江戸幕府や全国の諸藩が作成した文書
- ・ 世界的にみた江戸日本の特質：幕藩領主から庶民までの社会各階層で文書が作成、長期的に保存
→とくに熊本の場合、藩庁文書（細川家文書、公益財団法人永青文庫所蔵、熊本大学寄託）、家老文書（松井家文書、熊本大学所蔵）、惣庄屋文書（古閑家文書¹、個人蔵）など、ほぼ社会全階層の文書が稀有に伝来
⇒「江戸時代の公文書」を考える際、上記のような限定的な理解に留まることは果たして正しいか？
＊ 熊本市公文書館の管理・保存対象は「公文書及び特定歴史公文書等」（『熊本市公文書館整備基本計画』）

◇ 本講演の課題

- ・ 本講演では、熊本における「江戸時代の公文書」の定義を広くとり、藩庁文書のみならず、家老文書、惣庄屋文書も用いながら、江戸時代の災害（飢饉・地震・洪水）とそれへの社会の対応について復元
→本講演のねらいは、災害史に注目することで、「江戸時代の公文書」の性格や意義について考えること
- ・ 熊本地震や令和2年7月豪雨など「災害の時代」を生きる私たち：過去の災害から多くの教訓を学ぶべき
←忘却されがちな災害の記憶。明治熊本地震（1889年）の経験にもかかわらず、熊本地震前には…
→熊本地震での震度7の2回観測は「史上初」：地震の観測開始は1885年。but それ以前も多くの災害が発生
- ・ 熊本地震後における熊本大学永青文庫研究センターの研究課題：江戸時代の熊本を襲った災害の全容解明
→その総括としての史料集『永青文庫叢書 細川家文書 災害史料編』（2023年）。本講演は同書に依拠
⇒災害リスクに関する情報とともに、私たちが災害とどう向き合うかを考える素材の提供を意図

1. 明和・天明の飢饉——藩庁文書

(1) 藩庁文書にみる近世後期の災害状況と飢饉

- ・ 藩庁文書「国 跡覧目録」にみる近世後期熊本藩の年次災害状況【表1】
→藩領規模でみれば、ほぼ毎年のように風雨・洪水・地震などの多様な災害が発生！
- ・ 【表1】から読み取れる近世後期の飢饉：領内の年貢減収高が10万石以上の場合、熊本藩から江戸幕府に届けられた「損毛届」は、1760年代以降ほぼ毎年のように提出。同藩領では不作（ときに凶作）が常態化
→近世後期では「天明の飢饉」「天保の飢饉」が著名だが、それ以外の時期にも飢饉が発生

(2) 明和の飢饉における山間部の窮状

- ・ 明和3年（1766）の損毛高は17万5,000石、同4年のそれは約24万石【細川藩政史研究会1974】
 - ・ 「明和の飢饉」を物語る藩庁文書「覚帳」【史料1】：菅尾手永²（現山都町）の3か村への御救米拝領願い
→惣人数337人のうち男女92人分の御救米6石8斗8合が計上【(a)】。当地の郡代によれば、村々では前年から疫病が流行し、田畑の根付が遅れた上、秋の霜害が重なり、当春から食糧が払底。そのため、3月半ばから麦収穫の5月末まで1日1合の分量で、働き手や3歳以下の幼児を除いた御救米拝領を願う【b】。春から初夏までの食糧不足は、中世社会における慢性的飢餓状況と共通【田村1994】
⇒「命の選別」を迫られる極限的状況下で村役人たちは救済対象を絞り込み、御救米を藩庁に申請。救済対象外者には、施行を求めて都市に向かった人びとも存在した可能性あり（後述）
- #### (3) 「天明の飢饉」における熊本町での施行
- ・ 安永6年（1777）から天明2年（1782）まで損毛高は20万石超。その後も飢人や行き倒れが続出
 - ・ 「天明の飢饉」における窮民の都市流入（藩庁文書「達帳」）【史料2】：藩は熊本町に施行小屋を開設
→郡横目の2人は、天明4年閏正月の中旬から82日間も小屋に詰め、合計6万1,660人余の窮民に施行を行う【(a)】。また、本庄手永惣庄屋は施行小屋の建設や死者の埋葬などに尽力し、その配下である手代以下7名も、疫病に罹りながら小屋での作業に出精【(b)(c)】
⇒都市に流入した膨大な窮民の救済をはかる藩権力の姿勢と、救済の舞台となった熊本町（河原町）

◇ 小括

- ・ 中世の飢餓状況を彷彿とさせる18世紀後半の飢饉の深刻さ。複合災害（疫病・霜害）の帰結という性格
- ・ 飢饉時、大量の窮民が流入した近世都市。その救済の実務を支えたのは、献身的な下級武士や惣庄屋たち

2. 「島原大変肥後迷惑」——藩庁文書・家老文書・惣庄屋文書

(1) 近世後期の地震概観

- ・ 藩庁文書「国 跡覧目録」【表1】に記録された近世後期の地震：件数は比較的少ない（全7件）
→but「肥後熊本震災史年表」【熊本県立美術館2017】における当該期間の地震件数（全19件）を鑑みれば、藩庁文書には被害の大きな地震のみ記載された事実が明らか

(2) 家老文書にみる「島原大変肥後迷惑」直後の被災地

- ・ 寛政4年（1792）4月1日、雲仙岳（島原藩領）の眉山が火山性地震と噴火によって山体崩落。島原湾に大量の土石が流れ込んで大津波が発生し、対岸の熊本藩領にも甚大な被害をもたらす
- ・ 発災から一週間弱の4月7日時点で藩庁が集約した有明海沿岸部の人的・物的被害の全容【表2】
→約6,350間におよぶ堤防の破損、5,249人の溺死者などが記載。同日付の早打で江戸に報告されたもの
⇒藩庁が把握した数量的な被害状況の背景には、被災地のどのような現実が存在していたのか？
- ・ 4月2日、第一家老の松井家が小島町や高橋町（現熊本市西区）に派遣した「外聞」の報告書写【史料3】
→西の方角から雷鳴のような音が鳴り続け、火事だという声に驚き外に出たところ、坪井川の水嵩が異常に増しており【(a)】、その下流から流れてきた家から老人が這い出てきたという高橋町役人の談話【(b)】、全戸が流失した河口の千金甲村【(c)】、漂着した島原藩松平家の家紋付き馬柄杓【(d)】、沖の荒波をみて、老人・子供は早く避難するよう各家々を触れ回った小島町役人の存在【(f)】、などが記載
⇒2011年東日本大震災時の状況を彷彿とさせるような、被災地の生々しい情報が記載
＊ 現熊本市西区河内町船津の蓮光寺も大津波で被災。再建後に供養塔（「溺死墓」【図2】）が建立

¹ 古閑家文書は2016年4月の熊本地震で被災し、熊本被災史料レスキューネットワーク（熊本史料ネット）によって救出された。現在、熊本大学永青文庫研究センターが総合調査を進めている。

² 手永とは、郡と村の中間に位置する熊本藩の地域行政単位であり、戦国期以来の地域単位をもとに設定された。近世後期における一手永あたりの平均村数は約30で、平均石高は約1万4,000石であった【今村2020】。

- ・ 注目すべきは、御坊山に避難した女性・子供約 200 人の記載【(e)】【図 1】。古代は御坊山などが島嶼の景観を呈し、その後も洪水時は同様になったという【熊本市史 1932】。災害時の避難先としての伝承が存在か

(3) 惣庄屋文書にみる大津波の記憶と地震の教訓

- ・ 嘉永 7 年（1854）11 月 5 日、安政南海地震が発生。マグニチュード 8.4、熊本は震度 5 と推定。本庄手永惣庄屋の古閑才蔵は、熊本の被災状況を、自らの備忘録「年代記」に克明に記録【史料 4】

→古閑は小島町などの被害とともに、寛政 4 年と同様に雲仙岳の前嶽（眉山）が崩れたが、今回は津波がなかったと明記【(a)】。島原には「外聞」が派遣されており、地震の発生直後、熊本で雲仙岳の状況が警戒されていた事実が明らか

⇒さらに【史料 4】で注目されるのは、本庄手永上近見村の村役人の家屋崩壊一件に関する古閑の考察。彼は、その家屋の梁や鴨居が落ちたことを不審に思い、村の古老に尋ねたところ、建てられた場所が用水路の埋め立て地であったことを知る。古閑は、家は地盤が固い場所に建てるべきと教訓を記す【(b)】

◇ 小括

- ・ 災害の全体的な被害状況を把握する上でも有用な藩庁文書。他方、被災地の具体的な実態やその対応に迫る際、藩土文書や地方文書がより重要な意味をもつケースが存在（相互補完的な関係）
- ・ これまで想起と忘却を繰り返してきた災害の記憶と教訓…「天災は忘れた頃にやってくる」（寺田寅彦）

3. 「辰の年の大水」と嘉永七年の洪水——藩庁文書・惣庄屋文書

(1) 近世後期の洪水概観

- ・ 藩庁文書「国 跡覧目録」【表 1】に記録された近世後期の洪水
→被害は 18 世紀前半に集中。しかし 18 世紀後半以降も、宝暦 6 年（1756）から天明 8 年（1788）までを除けば、洪水は定期的に発生。いったん起こると数年間続く傾向あり
⇒大規模なものに、球磨川洪水（宝暦 5 年）、「辰の年の大水」（寛政 8 年）、川尻洪水（天保 2 年）など

(2) 藩庁文書にみる「辰の年の大水」

- ・ 近世熊本で最大規模の水害となった寛政 8 年（1796）6 月の「辰の年の大水」
→5 月中旬から雨が続き、6 月 9 日から 11 日までの大雨で、白川上流の阿蘇山で山崩れが発生。川沿いの平地で多くの家屋が流出、熊本城下のほとんども浸水。最大水位は長六橋下で「三丈程」（約 9m）。被害は阿蘇・合志・益城・飽田詫摩・宇土の各郡におよび、熊本城内の櫓や石垣も被災する「前代未聞之水害」
- ・ 藩庁文書「新統跡覧」にみる熊本藩が江戸幕府に報告した被害の全容【災害史料編-96 号】
→田畑 1 万 5,202 町余の浸水被害、井手塘 1,458 か所など用水路の被害、9,154 か所の山崩れ、182 か所の熊本城内外の崖・堀の被害など。家屋の被害は 3,021 軒に達し、死者は 74 人
- ・ 藩庁文書「達帳」にみる熊本町の人命救助や炊き出し活動【史料 5】
→寺原や内坪井一帯は水没。屋根の上の避難民を、被災を免れた京町の人びとが、急造した船などで食糧を届け、戻り船で避難民を救出。また、新町・古町・坪井町もすべて浸水し、食糧が不足したところ、京町が数日間炊き出しを行い、多くの人命を救助。町別当の 3 名が活動を指揮
⇒知られざる大洪水時の熊本町における人命救助活動。高台にあった京町が、率先して活動を展開

(3) 惣庄屋文書にみる嘉永 7 年の洪水

- ・ 藩庁文書に記録されたのは被害が大きい災害のみ。それ以外を把握する方法はないのか？
- ・ 古閑家文書から発見された嘉永 7 年（1854）6 月 23 日付の池田手永惣庄屋書状【史料 6】

→井芹川と坪井川が急に洪水となり、「三十七ヶ年以来之大水」³と心配されていること、五町手永なども浸水し、とくに熊本城下の入口である高麗門沿いの堀の普請所では、破損箇所を見に行った者が一人溺死したことが記載。池田手永惣庄屋は、溺死者を出した責任をとり、進退伺について同僚の本庄手永惣庄屋に相談。進退伺は上役の郡代に提出されるが、謹慎には及ばないとの回答【史料 7】

⇒藩庁文書に不記載の洪水が惣庄屋文書では確認可能（本件は結果的に被害が深刻化せず、記録されなかったと推測）。本史料からは、過去の大規模災害を念頭に置き、眼前の災害と向き合っていた地域行政関係者の緊張感溢れる姿が明らか。そして、死者を出したことへの強い責任も看取可能＝人命尊重の思想

◇ 小括

- ・ 近世最大の水害「辰の年の大水」では、町の住民同士の助け合いで多くの人命が救助＝相互扶助の重要性
- ・ 災害に直面した現場のリアルな緊張感を伝える惣庄屋文書。近世から根付いていた人命尊重の思想も確認

おわりに

◇ 江戸時代の災害が現代に放つメッセージ

- ・ 現代の大規模災害を彷彿とさせる史実：奇跡的な生還者、被災者の救済や避難のため身を投げ打った役人たち
- ・ 私たちが学ぶべき史実：発災時の人びとの助け合い、人命尊重の思想、災害の記録を重んじた江戸時代の行政
→想起と忘却を繰り返してきた災害の記憶。忘却されがちなゆえに、その記録を未来へ継承することが重要

◇ 「江戸時代の公文書」は藩庁文書のみならず。市民共有の財産としての「公文書」

- ・ 藩庁文書（役所記録）は重要だが、そのみで地域社会や市民の歴史は到底カバーできず＝明治以降も同様
→「公文書」とは、単に役所の記録にとどまるのではなく、社会各階層の記録まで含むべきもの
⇒未来へ継承すべき、市民共有の財産としての「公文書」の本来的性格
- ・ 大規模災害頻発や超少子高齢化によるコミュニティや「家」の危機：多くの「公文書」が失われつつある現実
→熊本市公文書館が果たすべき役割の大きさと期待／熊本県における文書館の設置も必要！

参考文献

- ・ 今村直樹『近世の地域行財政と明治維新』（吉川弘文館、2020 年）
- ・ 〃 「松井家文書にみる『島原大変肥後迷惑』」（『日本歴史』916、2024 年）
- ・ 熊本県立美術館編『震災と復興のメモリー@熊本』（熊本県立美術館、2017 年）
- ・ 熊本市役所編『熊本市史』（熊本市役所、1932 年）
- ・ 熊本大学永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 災害史料編』（吉川弘文館、2023 年）
- ・ 国文学研究資料館（アーカイブズ系）編『中近世アーカイブズの多国間比較』（岩田書院、2009 年）
- ・ 田村憲美『日本中世村落形成史の研究』（校倉書房、1994 年）
- ・ 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』（同会、1974 年）

³ 「三十七ヶ年以来」とは、田畑 7,819 町余の浸水や溺死者 17 人などの被害を生んだ文化 13 年（1816）6 月の

大洪水【細川藩政史研究会 1974】をさすとみられる。

【表1】近世後期熊本藩の年次災害状況 出典：『災害史料編』364・365頁より転載。

年号	西暦	風雨	洪水	地震	損毛属	主な災害	年号	西暦	風雨	洪水	地震	損毛属	主な災害	年号	西暦	風雨	洪水	地震	損毛属	主な災害
宝永4年	1707			○			宝暦8年	1758				○		文化6年	1809				○	
宝永5年	1708	○	○				宝暦9年	1759				○		文化7年	1810		○		○	
宝永6年	1709						宝暦10年	1760				○		文化8年	1811				○	
宝永7年	1710						宝暦11年	1761						文化9年	1812				○	
正徳1年	1711						宝暦12年	1762						文化10年	1813				○	
正徳2年	1712	○	○		○		宝暦13年	1763				○		文化11年	1814				○	非常の早魃
正徳3年	1713						明和1年	1764				○		文化12年	1815		○		○	川尻町洪水
正徳4年	1714						明和2年	1765				○		文化13年	1816	○	○	○	○	湯の谷大変（阿蘇山）
正徳5年	1715						明和3年	1766				○		文化14年	1817				○	
享保1年	1716						明和4年	1767				○		文政1年	1818				○	
享保2年	1717						明和5年	1768				○		文政2年	1819	○			○	
享保3年	1718						明和6年	1769	○		○	○		文政3年	1820		○	○	○	
享保4年	1719		○		○		明和7年	1770				○		文政4年	1821		○		○	
享保5年	1720	○	○		○		明和8年	1771				○		文政5年	1822				○	
享保6年	1721		○		○		安永1年	1772				○		文政6年	1823				○	
享保7年	1722	○			○		安永2年	1773				○		文政7年	1824				○	
享保8年	1723		○	○	○	早魃	安永3年	1774				○		文政8年	1825	○			○	
享保9年	1724				○		安永4年	1775				○		文政9年	1826				○	
享保10年	1725		○		○		安永5年	1776				○		文政10年	1827	○	○		○	
享保11年	1726	○	○		○		安永6年	1777	○			○		文政11年	1828	○	○		○	大風・高潮
享保12年	1727	○	○		○		安永7年	1778	○			○		文政12年	1829				○	
享保13年	1728						安永8年	1779				○		天保1年	1830				○	
享保14年	1729				○	火事 早魃 虫入	安永9年	1780				○		天保2年	1831	○	○		○	川尻町洪水
享保15年	1730						天明1年	1781				○		天保3年	1832				○	
享保16年	1731						天明2年	1782	○			○	天明の飢饉	天保4年	1833				○	
享保17年	1732	○	○		○	虫入	天明3年	1783				○	天明の飢饉	天保5年	1834				○	
享保18年	1733					飢人御救	天明4年	1784				○	天明の飢饉	天保6年	1835	○			○	
享保19年	1734	○	○		○		天明5年	1785				○		天保7年	1836				○	天保の飢饉
享保20年	1735	○	○		○		天明6年	1786	○			○		天保8年	1837				○	天保の飢饉
元文1年	1736	○	○		○		天明7年	1787				○		天保9年	1838	○			○	天保の飢饉
元文2年	1737						天明8年	1788				○		天保10年	1839				○	
元文3年	1738				○		寛政1年	1789	○	○		○		天保11年	1840				○	
元文4年	1739					鶴崎筋強風洪水	寛政2年	1790				○		天保12年	1841				○	
元文5年	1740	○	○		○		寛政3年	1791	○	○		○		天保13年	1842				○	
寛保1年	1741				○		寛政4年	1792	○	○	○	○	島原大変肥後迷惑	天保14年	1843	○	○		○	
寛保2年	1742						寛政5年	1793				○		弘化1年	1844				○	
寛保3年	1743	○			○		寛政6年	1794				○		弘化2年	1845				○	
延享1年	1744				○		寛政7年	1795				○		弘化3年	1846				○	
延享2年	1745	○			○		寛政8年	1796		○		○		弘化4年	1847				○	
延享3年	1746	○	○		○		寛政9年	1797				○		嘉永1年	1848				○	
延享4年	1747						寛政10年	1798				○		嘉永2年	1849				○	
寛延1年	1748	○			○		寛政11年	1799				○		嘉永3年	1850	○			○	
寛延2年	1749	○	○				寛政12年	1800				○		嘉永4年	1851	○	○		○	
寛延3年	1750				○		享和1年	1801				○		嘉永5年	1852				○	
宝暦1年	1751						享和2年	1802				○		嘉永6年	1853				○	
宝暦2年	1752						享和3年	1803				○		安政1年	1854			○	○	安政南海地震
宝暦3年	1753						文化1年	1804	○	○		○		安政2年	1855				○	安政江戸地震
宝暦4年	1754						文化2年	1805				○		安政3年	1856				○	
宝暦5年	1755	○	○		○	球磨川洪水	文化3年	1806				○		安政4年	1857	○	○		○	
宝暦6年	1756						文化4年	1807				○								
宝暦7年	1757						文化5年	1808				○								

出典：『国 跡覽日録』（細川家文書、8-5-1-3）より作成。

【表2】「島原大変肥後迷惑」の被害（飽田・下益城・宇土・玉名各郡）

潮塘	6,350間程	破損
川塘	90間程	破損
江子筋塘	50間程	破損
堰所	1か所	破損
波戸	4か所	破損
石剝	2か所	破損
樋ノ口	40間程	破損
樋ノ口	4艘	流失
塩浜	12町8反余	破損
塩釜屋	10軒程	流失
家（庶民）	2254軒程	流失、打崩、潮漬
御高札場	4か所	
男女（庶民）	5209人程	溺死
男女（庶民）	307人程	怪我
男女（庶民）	11人程	行方不明
牛馬	131疋程	溺死
御番宅	6軒	流失、打崩
寺	1か所	流失
社	1か所	流失
村氏神社	1か所	半崩、打崩
阿弥陀堂	1か所	打崩
庵室	2か所	流失
地藏堂	1か所	半崩
辻堂	7か所	流失
男女（在御家人）	40人程	溺死
家（在御家人）	6軒	流失、打崩
家（在宅）	3軒	流失

出典：領内海辺筋破損之覚（『災害史料編』90号文書）より作成。

【図2】蓮光寺の「溺死墓」



【図1-1】現在の御坊山（熊本市西区小島3丁目）



【図1-2】御坊山山頂にある小島阿蘇神社



【史料1】「**明和四年 覚帳**」（細川家文書、『災害史料編』七七号③）

御内意之覚

村惣高八拾五石六斗
村惣人数九拾五人

一、男女三拾九人

橘崎村

此米式石八斗八升六合

但、一日老人ニ付老合充、七十四日分

村惣高式百三拾老石四斗

村惣人数百八拾五人

一、男女式拾八人

柏村

此米式石七升式合

但、右同断

村惣高九拾老石五斗

村惣人数五拾七人

一、男女式拾五人

花寺村

此米老石八斗五升

但、右同断

村惣高合四百八石五斗

村惣人数合三百三拾七人

(a) 男女合九拾式人

此御救米六石八斗八合

老人ニ付老合宛、三月十五日方五月廿九日迄日数七十四日分

右者南郷菅尾手永右村々、去秋極々不作にて、見積御損引被仰付、御年貢ハ兎哉角皆納仕候得共、(b)去暮以来疫病相煩、作方根付順後ニ相成、根浚等^茂存分仕兼申候、其上去秋霜痛強、至極難儀仕候処、当春ニ至候てハ粮物無御座、及飢申体ニ御座候付、当三月十五日方五月廿九日迄日数七十四日、右之通御救米被為拝領被下候様、尤一家内にて^茂稼方仕、渡世可仕分、并三歳以下之子共差省、如何体ニモ稼方相成不申者共迄相しらへ、一日米老合之積ニ而六石八斗八合被為拝領被下候様、右村々庄屋願書、并小前帳御惣庄屋菅尾市兵衛書付を以相達申候付、私共方重畳吟味仕候処、相違之儀も無御座、及餓死申儀ニ御座候付、御惣庄屋才覚を以夫々配当仕、取救置申候、依之難申上儀奉存候得共、当秋ニ至各別御米被為拝領被下候様、於私共奉願候、菅尾手永之儀、兼々御難題ニ相成申儀ニ御座候処、右之段御達申上候儀、於私共奉恐入候得共、右村々之者とも之内極々難儀仕、及餓死申儀ニ御座候間、御内意申上候、右才覚を以配当仕候分、小前帳式冊相添差上申候、右之趣重畳宜被成御讃談可被下候、以上、

四月

^(同和四年)

片山甚十郎

^(同蘇南郷郡代)

^(同蘇南郷郡代)

永田小右衛門

御郡間

覚

御郡横目

増田孫平

矢津林蔵

(a) 右者兩人、当春諸御郡急飢之者共、御府中^江罷出候付、於中河原御施行被仰付候ニ付、右之御用ニ被指出、閏正月廿六日方四月十九日迄日数都合八十二日、右小屋ニ日々罷出、朝夕粥汁渡方指図万端心を用、出精相勤申候、御施行受候もの共始末之人数、都合六万千六百六拾人余、其内ニハ疫病相煩候者多、其外之病人^茂有之候付、施薬を^茂相渡、色々心遣仕候、被指出置候外様足輕・荒仕子共^茂疫病人多有之候付而者、殊之外及迷惑候由、既ニ荒仕子之内ニ者疫病を移、相煩候^茂有之候由之処、右之兩人色々取計、始末無支相済申候、御横目役儀外之儀を右之通数十日出精相勤候儀ニ付、各別被賞被下候様有御座度、奉存候、

本庄御惣庄屋

大賀只右衛門

(b) 右之者、右御用付而者急成小屋数建方被仰付、施行請候者共之内、大病人ハ在所人へ送返し、果候者之片付方、其外始末之儀不怪心遣仕、出精相勤申候間、此節之儀者各別ニ被賞被下候様ニ有御座度、奉存候、

本庄手代

圓助

藤次郎

同所下代 伊平
同所会所詰 利三
同所小頭 夫助
幾平

錢塘小頭

利三

(c) 右之者共、右御用付而一卷始末取計、出精仕候由、小頭夫助・幾平・利三儀者御施行小屋ニ相詰、御施行請候者共出入着到しらへ、粥汁之渡方之節^茂裁判仕候由候処、追々疫病を移、煩付引込申候由、何れ^茂骨を折、出精相勤候由ニ付、相応ニ被附御心被下候様有御座度、奉存候、右之通宜敷被成御參談可被下候、以上、

五月

^(天明四年)

御郡間

本行之通御座候処、今度之義ハ疫疾相煩候もの^茂有之、数日之間心遣仕、御惣庄屋ハ別而厚ク世話仕候由ニ付、被賞ニ而可有之哉、左候ハ、左之通、

一、金子三百疋充

御郡横目

但、此節ハ作紋上下ニ而^茂可被下置候得共、作紋上下ハ兩人共ニ前稜被為拝領候付、右之通可被下置哉、

一、作紋上下一具

御惣庄屋

一、鳥目一貫文

手代已下七人

但、七人之内夫助・幾平・利三ハ七百文充

右之通可被下置哉、

選舉方

* 御奉行中

^(朱書) 本行之内夫助ハ四十五日、幾平ハ五十一日、利三ハ四十九日罷出候由ニ候事、
* 「右付札之通、御郡横目・御惣庄屋^江ハ六月十八日申渡、其外之者^江ハ同日紙面達、」

【史料3】**外聞報告一件**（松井家文書、『災害史料編』八六号②）

飽田郡五丁手永津波ニ而打崩申候所々、委細見届御達仕候様被仰付、則罷出見申候処、左之通ニ御座候、
一、高橋御屋敷御藏并吹気文左衛門方、何そ相替不申候、尤門ケハナシ迄湖参申候ニ付、文左衛門方家内其外高橋中町家、不残城山又者妙解寺山^江逃申候由、文左衛門者御屋敷預居申候事故、入水仕候共立退不申心得ニ而、屋根ニ階子を懸、覚悟仕居申候由、

一、(a) 津波最早之様子、文左衛門^江承申候処、昨暮差湖之時分方西ノ方ニ当り雷声之様鳴り申候而、久敷止ミ不申候ニ付、ドロメキかと存知居申候処、後チ海ノ鳴申候所を氣付毎ケ様ニ鳴申候へ者、必西上ケ強御座候ニ付、何れ大風ト心付、家居部居申候内、下ノ方より火事と騒キ申候ニ付、外ニ出見申候処、津波そと申沙汰仕候内ニ、最早門前之川筋水かさ不怪増り申候ニ付、家内不残山々ニ逃退、文左衛門老人残り居申候而、諸道具等取かじめ申候内、門之ケはなし迄湖参申候由、

一、(b) 高橋川筋文左衛門方之下モ構際ニ家一軒流来り居申候処、其内方家をヤぶり、六十歳計之老人の祖母老人這出申候由、何方之者哉ト尋申候処、がた村之者之由、家内之者共ハ生死何程ニ御座候哉、存知不申候由、咄申候由之事、
一、奈良崎村^与申所者流者不仕候得共、床上三尺計水上り申候様子ニ相見へ、大家四ツ程歟倒居申候事、
一、川筋ニ家其外家財諸道具流掛り、所ニ寄申候而ハ家ニ而橋を懸ケ、其家を踏通り、川向ニ渡り申候ニ支不申候事、

一、(c) 千金甲村者家一軒も不残流申候事、

一、千金甲山ニ死人五人引上ケ置、式、三十人計側ニ附添居申候事、
一、千金甲山方嶋原の山を見申候処、前山^与申候由、此山十ヲ之物ハ、九ハ夜前崩申候、尤崩レ跡ニ今以煙見へ申候、其山之手前ニ兼而見へ居申候長キ松馬場共ニ崩申候歟ト見^江不申候、御城ハ山の手前ニ御座候由、御城下町在共、松馬場之様子より考申候へ者、山の下ニ相成たるニ而も可有御座哉^与高橋方之者咄申候事、

一、川内二十八反帆之船入込居申候、是ハ川口ニ有之候由之処、打上ケ申候由、

一、奈良崎方千金ノ甲迄ニ死人式人有之候事、

一、尾嶋塘筋ニ婦人一人死居申候事、

一、尾嶋千金甲の川筋ニ馬三疋死居申候、尤吹気文太ハ都合五疋見及申

候由ニ御座候事、

- 一、津口御番所別条無御座候、尤床上二尺計水上リ申候様子相見申候事、
- 一、尾嶋尻がた村者家一軒も不残流失仕候、尤蔵三ツ残居申候へとも、是も壁坏洗崩申候事、

- 一、尾嶋御番所者残申候、津方御番所者流申候、御番人者助被申候由、尾嶋御番人之家内、舟慰ニ出浮被申候由之所、波荒ク御座候ニ付急ニ被婦、御番所見懸被申候而、嫡子ハ入水溺死有之候由承リ申候、

- 一、尾嶋塘筋ニ流懸リ居申候家を解キ居申候者有之候ニ付、何方之者歟ト尋申候処、かた村之者の由申候ニ付、家内之者坏之様子承リ申候処、六人之内不残失申候由、自身ハ其所之掛リ人ニ而御座候由、申候事、

- 一、(d)川口ニ嶋原様御紋付之馬柄杓流来居申候由、見物ニ参リ申候者途中ニて咄申候事、

- 一、尾嶋町内ハ床上ニ式尺、三尺程充水上リ仕候様子ニ相見ヘ申候、尤壁洗ほぎ申候而倒レ申候家も尅、式軒有之候、尤小家ニ而御座候事、

- 一、同所町ニ専正寺^与申寺ニ死人男女三人預ケ置申候、是もがた村之者之由御座候、

- 一、同町光黄寺ニ者男女五人死居申候、是ハ何方之者と申儀承不申候事、
- 一、同町静泉寺ニ者十一人死人居申候由、承リ申候事、

- 一、(e)恩坊山^御ニ上リ見申候処、かた村之者之由、大方婦人・子共計神殿拝殿其外宮脇ニ式百人計も可有御座哉、皆夜前^方喰治不仕者計と相見、一類之者ニ而も可有之哉、まれかに飯坏持参申候様子ニ相見申候事、

- 一、(f)尾嶋町中役人等教者触廻リ申候者、沖之様子いほふ波荒ク相見申候ニ付、老人・子共有之者者早ク立退覚悟致居申候様ニ^与家々ニ相触申候様子相見申候事、

右者今日為外聞被差出、荒増見聞仕候通、書付を以御達申上候、尤河内^{江茂}罷越申筈ニ御座候処、暮ニおよひ不案内之所故、先右之通を申上候、以上、

四月二日 蓑田門兵衛

^(寛政四年)

【史料4】「文化八末年ヨリ 年代記」(古閑家文書、『災害史料編』一二一号⁽⁵⁾)

^(嘉永七年)

- 一、(a)寅十一月五日夕七ツ時比大地震、小島町豪富之家蔵破壊、熊本呉服三丁目北東ノ角家六軒倒レ、坪井豎町辺強ク家傾ク、又七日朝^昼比大ニ震ウ、此日ハ五日ニ少痛タル所坏崩ル、雲仙前嶽又崩ル、然レトモ津波之難なし、五町・舟津^方外聞ヲ出し申候処、寛政四子年大崩ニ而、雲仙ノ前嶽八步通落タルヨシ、残ル二步計の物惣崩ニシテも津波ニハ不至トテ、所ノ者ハ騒ガストナン、此節之地震、肥后ニ而ハ未曾有ノコト也、羈崎尤強ク、家蔵大崩、旅泊も支トナル、官舎・民屋悉崩ル、此節ノ地震ニ而人の考タルトテ、地平ニ震ウニハアラス、上ヘ下ヘト震ル物ナルヘシ、空中飛鳥も悩ム、羽ノ働ナラス、羽ヲ畳ミ、地ニ落ルモ有ト云リ、

- (b)予考ル、上近見村頭百姓平助家崩ル、倒ル、ニハアラス、梁・鴨居坏落タルトヲ思ウニ、右之家下タ川通^{底カ}ル^底、井手坏埋シ上ナルヘシト、右村古老ニ問フニ、昔井手通リタル所ノヨシ、地推ニ訴出、屋敷トナル床地有リト聞ク、地ノ堅固ナル所ニハ損スルコトナカルヘシ、

△又、海上走り船ニ而、地震ニ逢タル者ノ語ルヲ聞ケハ、帆上ニアガルコト暫シ、風ヲ不受、畳マルハ如何ナル故カト船頭ニ問フ、ケ様ノ変ニ逢タルコトナシト答ウ、亦帆ハモトノ如クニ而走タルト陸ニ着問ウニ、時刻同シ、左レハ海上ノ地低震^底フモ、上下震ウモノト覚ル、

【史料5】「寛政八年 達帳」(細川家文書、『災害史料編』九五号⁽²⁾)

覚

京老町目式町目
別当町独礼
甲斐岩三郎
甲斐清三郎
出京町别当右同

大久保八左衛門

右者当六月十一日非常之洪水付而者、両寺原・内坪井辺水下ニ相成、諸人都而家々之棟等ニ上リ居、助命無覚束有之候処、右之者共申談、俄ニ筏等数艘取掙、且京町之儀者十一日之夜及深更、急速ニ舟老艘造立、借船取交、右難洪之人々^江焚出、飯を相贈、戻リ船ニ者最寄^ノニ諸人迎取、銘々宅并佛厳寺其外町内等^江落着せ、数日之間懇ニ賄等仕、相芳置、且新町中・古町・坪井町中都而水浸ニ相成、炊方^茂相成不申、及飢ニ^茂可申哉、付而者右所々焚出之儀被 仰付候処、是又数日無間抜取計、其当分ハ昼夜一向休息仕候間^茂無之、焚出之手配、

所々口々助船等之差図ニ周旋仕候故、多ク之人々無恙助命仕、誠ニ無比類働ニ御座候、将又焚出之飯米等者勿論御出方ニ^茂可被 仰付候得共、急場之儀ニ付成たけ所ニ而才覚仕、間を合せ候様申間候処、是又各別心を用、其折柄者諸人粮物之手当ニ行当、先キ^ノ之難洪を相考、少ニ而^茂貯置可申^与心懸候中故、米才覚難洪ニ御座候得共、右之者共各別働を以調達仕、支配下之ものをも誘ヒ立候故、余計之御米御渡方ニ^茂及不申、纔之御出方ニ而相濟、抜群出精御用ニ相立申候、勿論右付而ハ諸出方^茂余計ニ有之様子ニ付、此儀者追而別段ニ御賞美可奉願候、

(中略)

右之通御座候、此節之儀者非常之儀ニ而、何れ^茂抜群ニ出精仕候間、自余之御見合を被放、別段之御僉議を以、各別ニ被賞被下候様、於私共奉願候、以上、

町方

根取共

十月

^(寛政八年)

岩三郎列三人、本行之通ニ付、非常之儀各別之勤勞ニ付、桜御紋附御上下一具完^御可被下置哉、尤三人共寸志^茂有之候ニ付、別帳ニ茂付札仕置候事、

選筆方

「右付札之通、十二月廿四日申渡」

^(朱筆)

御奉行中

(後略)

【史料6】池田手永惣庄屋書状(古閑家文書、『災害史料編』一〇八号)

御安全奉賀候、頃日ハ御出も被下候由忝候、丁度居合不申、不都合千万ニ奉存候、私ハ右日無音御仁免被下候、此内ハ白川筋ハ各別之儀も無御座候哉之処、井芹川・坪井川俄之洪水、三十七ヶ年以來之大水と申候、所々五丁内坏ハ余計之塘切レ、荒地も出来、私方北嶋長町塘と申所なとも塘切仕、其以下も所々申分出来と申、中ニも高麗門前水拔御普請所々下タ口、纔とハ乍申、少々破損仕、其所ニ水見之者共参居候内、一人溺死をも仕、何共恐入可申候儀共ニ御座候、畢竟非常之洪水とハ乍申、人命ニ懸候と申ニ至候而ハ、何共於私当惑恐入候仕合、安穩ニハ難押移心体ニ御座候間、別紙之通身分を伺申候而ハ如何可有之哉、貴慮御添被下、可然被付御心被下候様、御同意も御座候ハ、乍御難題明朝ニも御伺被下候様急度々々奉頼候、委細之様子ハ忝方可申上と、乍略儀此段不聞、早々忝を以奉頼度候、以上、

六月廿三日 布太郎右衛門

^(嘉永七年)

古才蔵様

^(本庄手永惣庄屋)

【史料7】飽田詫摩郡代達書(古閑家文書、『災害史料編』一〇九号)

布田太郎右衛門

^(飽田手永惣庄屋)

大賀純右衛門

^(飽田手永惣庄屋)

右者高麗門外水拔損所出来いたし、溺死有之候付而、身分伺之書付取次被相達置候、兩人儀差扣等被不及旨候条、此段可有通達候、以上、

六月廿五日 江嶋傳左衛門

^(嘉永七年)

古閑才蔵殿

^(本庄手永惣庄屋)